倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、倉吉市商品等販路開拓支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、「展示商談会等」とは、事業者間で行われる取引きに関する交渉、相談等のために開かれる催し（オンラインによるもの含む。）であって、一定の場所及び期間のうちにおおむね５以上の事業者が参加するものをいう。ただし、補助金以外の給付金の交付を受けて行われるもの及び一般消費者への販売促進を主たる目的とするものを除く。

２　この要領において、「技術」とは、生産の仕組みや技法に関する部品、材料、装置、ノウハウ等をいう。

３　この要領において、「商品等」とは、補助事業者が自ら開発・製造した商品、製品（一次産品を含む。）又は技術をいう。

（交付目的）

第３条　補助金は、市内の中小企業等が各種の展示商談会等に商品等を出展する場合に要する費用を補助することにより、商品等の販路開拓を促進し、本市の中小企業等の販売力及び競争力を向上させ、もって本市の産業振興を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第４条　倉吉商工会議所は、前条の目的を達成するため、別表の第１欄に掲げる補助事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる補助事業者に対し、予算及び倉吉市から受ける関係委託業務に係る委託料の範囲内で補助金を交付する。

２　補助金の額は、補助事業に要する別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第４欄に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第５欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

３　補助金の交付は、同一の補助事業者につき一会計年度１回を限度とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請をする者は、倉吉商工会議所会頭（以下「会頭」という。）が別に定める日までに、様式第１号による申請書に次に掲げる書類を添えて、会頭に提出しなければならない。

(１)　対象事業に係る事業計画書（様式第２号）

(２)　対象事業に係る収支予算書（様式第３号）

(３)　展示商談会等の概要がわかるもの

(４)　展示予定商品・技術等の概要がわかるもの

(５)　補助事業者の概要がわかるもの

(６)　市税を完納されていることについての証明書

(７)　その他会頭が必要と認める書類

（交付決定の時期等）

第６条　会頭は、交付申請を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

２　交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

３　補助金の交付決定通知は、様式第４号によるものとする。

４　第１項及び第４条第１項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が次に揚げるいずれかに該当する場合は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(１)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(２)　暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(３)　暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又はそれらと密接な関係を有するもの

（補助事業の変更等）

第７条　補助事業者は、交付決定（この項（次項において準用する場合を含む。）の規定による承認（以下「変更等の承認」という。）を受けた場合にあっては、変更後のものとする。以下同じ。）に係る補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（補助金額が増額する場合に限る）をしようとするときは、あらかじめ会頭の承認を受けなければならない。

２　前項の規定は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

３　変更等の承認を受けようとする補助事業者は、様式第５号による申請書を会頭に提出しなければならない。

４　第６条の規定は、変更等の承認について準用する。

（遂行等の指示）

第８条　会頭は、次のいずれかに該当するときは、補助事業者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

(１)　対象事業が、交付決定の内容又はこれに付された条件（以下「決定内容等」という。）に従って遂行されていないと認めるとき。

(２)　その他交付目的を達成することが困難になるおそれがあると認めるとき。

２　補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を会頭に報告し、その指示を受けなければならない。

(１)　対象事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき。

(２)　その他決定内容等に従って対象事業を遂行することが困難になったとき。

（検査員による検査）

第９条　会頭は、目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者から報告を求め、又はその指名した職員（以下「検査員」という。）に当該補助事業に係る施設、帳簿その他の物件を検査させることができる。

２　検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条　補助事業者は、次の各号掲げる場合に応じて、当該各号に定める日までに、様式第６号による報告書を会頭に提出しなければならない。

(１)　補助事業が全て完了したとき　補助事業の完了の日から20日を経過する日と交付決定を受けた日が属する年度の３月10日のいずれか早い日

(２)　補助事業を中止し、又は廃止したとき　補助事業の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定を受けた日が属する年度の３月10日のいずれか早い日

(３)　会頭が別に定める期限に達したとき（前２号に該当する場合を除く。）　交付決定を受けた日が属する年度の３月10日

２　前項の報告書には、同項各号に掲げる時点における対象事業の状況を記載した次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　対象事業に係る事業報告書（様式第７号）

(２)　対象事業に係る収支決算書（様式第３号）

（交付額の確定の通知）

第11条　会頭は、前条第１項の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

２　交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第８号によるものとする。

（補助金の支払）

第12条　補助事業者は、補助金の支払を請求するときは、様式第９号による請求書に次に掲げる書類を添えて会頭に提出しなければならない。

(１)　交付額確定通知書の写し

(２)　その他会頭が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第13条　会頭は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　対象事業者が、対象事業に関し、法令等の規定又はこれらに基づく行政機関の処分に違反したとき。

(２)　対象事業者がこの要領の規定又は決定内容等に違反したとき。

(３)　補助事業者が第８条第１項若しくは第２項の規定による指示に従わないとき。

(４)　対象事業者が第６条の４各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

２　前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

３　会頭は、第１項の場合以外においても、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定内容等を変更することができる。ただし、対象事業のうち既に遂行した部分については、この限りでない。

(１)　天災地変その他交付決定後生じた事情の変更により、対象事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなったとき。

(２)　次のいずれかの事由（対象事業者の責めに帰すべきものを除く。）により、対象事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。

ア　対象事業者が対象事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと。

イ　対象事業者が、対象事業に要する経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと。

ウ　その他交付決定後に生じたやむを得ない事由

４　会頭は、第１項又は前項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条　会頭は、前条第１項又は第３項により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

２　会頭は、交付額確定通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える補助金を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第15条　前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者（以下「返還義務者」という。）は、その命令が第14条第１項の規定による交付決定の取消しに基づくものであるときは、当該補助金を受領した日（以下「受領日」という。）から返還を命ぜられた額（以下「返還命令額」という。）の納付を完了した日までの日数に応じ、当該返還命令額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該返還命令額から既に納付した額を控除した額）につき当該返還すべき日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率（以下「法定利率」という）で計算した加算金を倉吉商工会議所に納付しなければならない。

２　会頭は、前項の規定により加算金を納付させる場合は、前条の規定による補助金の返還を命ずる際に、返還義務者にあらかじめその旨を通知するものとする。

３　補助金が２回以上に分けて支払われた場合における第１項の規定の適用については、返還を命ぜられた補助金は、最後の受領日に受領したものとし、返還命令額が当該受領日に受領した額を超えるときは、それぞれの受領日に受領した額の合算額が返還命令額に達するまで順次受領日をさかのぼり、それぞれの受領日にそれぞれの額を受領したものとする。

４　返還義務者は、返還命令額を指定された納付期限までに納付しなかったときは、当該納付期限の翌日からその納付を完了した日までの日数に応じ、その納付しなかった額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付しなかった額から既に納付した額を控除した額）につき法定利率で計算した延滞金を倉吉商工会議所に納付しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

（この要領の失効）

２　この要領は、各年度の当初において第４条に規定する予算及び倉吉市から受ける関係委託業務に係る委託料が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の３月31日限り、その効力を失う。

３　この要領の失効前にこの要領の規定によりなされた補助金についての行為に対するこの要領の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　補助事業 | ２　補助事業者 | ３　補助対象経費 | ４　補助率 | ５　補助限度額 |
| 他者又は自らが主催する展示商談会等により、商品、製品（一次産品を含む。）又は技術（以下「商品等」という。）を展示し、又は紹介する事業 | 次の各号のいずれかに該当する者であって、本市に主たる事業所又は工場を有し、かつ、市税を滞納していないもの  (１)中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者及び同条５項に規定する小規模企業者  (２)中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項に規定する中小企業団体  (３)中小企業基本法の基本理念にのっとった中小企業の振興を図ることを目的に設立された法人または任意団体 | 出展料、出展に係る備品等の賃借料、広告費、印刷製本費、消耗品費、案内状の発送費、商品等の搬送費、展示商談会に従事する者（アルバイトの者を除く。）の交通費及び宿泊費（倉吉市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第32号）の規定による旅費の計算の例により計算した額を限度とする。）その他市長が必要と認める経費 | ３分の２ | 20万円 |